

○総務省令第八十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の十八の項の規定に基づき、
（
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省
令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

総務大臣 松本 剛明

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定
する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する
省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改
正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応
して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げ
る対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量)
第一条 危険物の規制に関する政令別表第一の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第一の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(二十五) ヘキサキス(B・β-ジメチルフェネチル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤	[略]
--	-----

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(二十五) 略	[略]
(二十六) 四―クロロ―ニ―フルオロ―五―「(RS)―「(二・二・二―トリフルオロエチル)スルフィニル」フェニル―五―「(トリフルオロメチル)チオ」ペンチル―エーテル(別名フルベンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤	[略]
(二十七) けいふつ化水素酸を含有する製剤	
(二十八)~(七十六) [略]	

改正前

(危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量)
第一条 [同上]

(二十五) ヘキサキス(B・β-ジメチルフェネチル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤	[同上]
--	------

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
第二条 [同上]

(二十五) 同上	[同上]
(二十六) けいふつ化水素酸を含有する製剤	[同上]
(二十七)~(七十五) [同上]	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。